

米兵による女子中学生暴行事件に関する意見書

去る2月11日、女子中学生を乗用車内で暴行した容疑で、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の二等軍曹が逮捕される事件が発生した。

今回の事件は、平成7年に発生した米兵による少女暴行事件を思い起こさせ、県民に大きな衝撃と恐怖を与えるとともに女性の人権を蹂躪する極めて悪質な犯罪であり、被害を受けた女子中学生・家族の心中を察すると激しい怒りを覚え、断じて許すことができない。

本県は、戦後60年余が経過した今日においても、在日米軍基地の75%をかかえ、これまで米軍人・軍属等による多くの事件・事故が引き起こされている。昨年10月の強姦致傷事件や去る1月のタクシー強盗致傷事件などの凶悪犯罪が続発しており、この間の度重なる抗議、要請に対し、米軍の事件・事故に対する綱紀肅正などの取り組みの実効性が全くみえない。

日本政府及び米軍は、今回の事件はもとより、市民及び県民が恐怖と不安にさらされている現実を重く受け止め、沖縄県民へ明確な謝罪と実効性のある犯罪防止策を示すべきである。

よって、本市議会は、市民及び県民の生命、財産、人権を守る立場から、米兵による女子中学生暴行事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 被害者と家族に対する謝罪及び誠意を持った対応を行うこと。
2. 在沖米軍人・軍属等の一層の綱紀肅正を図り、事件・事故の再発防止に向けて実効性ある施策を講じること。
3. 米軍基地の一層の整理縮小と海兵隊を含む兵力の削減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月15日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長